

(4) 公共事業・施設設備・イベント他

県の事業の中で環境に負荷が大きい公共工事については、本庁の公共工事所管部署（総務部、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）が、環境に配慮した工事とするための目標を設定し、実施部署である地域機関等と連携を取りながら進めています。施設設備やイベント、その他環境に負荷を与える事務事業については、所属の判

断（任意）により環境目標に設定し、運用管理をしています。

平成19年度は公共工事16事業のうち14事業が目標を達成しました。また、施設設備やイベント等については、悪天候により中止したイベントを除き、すべて目標を達成しています。

(5) 環境関連法規制等

県の本庁及び各地域機関には、ボイラーや冷温水発生機、浄化槽、オイルタンクなどの環境法令の適用を受ける設備があります。これらの設備については、各々の基準を遵守し、設備ごとに監視測定の計画を立てたうえで定期的に排気や排水、オイルタンクの異常の有無など監視測定を行うといった運転管理をしています。また、廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）※機器については専用の保管

庫で管理し、紛失やPCBの流出がないかを定期的にチェックしています。

平成19年度は、科学技術振興センター林業研究部において、夏季の冷房運転時における騒音測定が未実施でしたので、今後さらに、法令研修の充実を図り法規制等の遵守を徹底します。

法規制を受ける主な設備及び適用法令

設備あるいは活動		適用 法 令
設備	ボイラー、冷温水発生機	大気汚染防止法
	浄化槽	水質汚濁防止法、浄化槽法
	送風機	騒音規制法
	ごみ、廃PCB機器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	オイルタンク	消防法
公共事業		環境影響評価法、三重県環境影響評価条例
		三重県環境調整システム推進要綱
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
		三重県リサイクル製品利用推進条例
試験研究		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		毒物及び劇物取締法
オフィス活動		資源の有効な利用の促進に関する法律
		特定家庭用機器再商品化法
		使用済自動車の再資源化等に関する法律
		特定製品に係るフロン類の回収および破壊の実施の確保等に関する法律



冷温水発生機（本庁舎）



ばい煙濃度計の精度調整（本庁舎）

INTERVIEW 2

伊賀県民センター ●主幹 吉藤昭生 ●三重コニックス株式会社 谷本勲

伊賀庁舎は平成4年に完成した7階建ての建築物で、太陽光発電装置を設置するなど、積極的なエネルギー管理を行っています。

太陽光の発電量が、1階ロビー及び7階に設置してあるパネルに表示されるしくみとなっていますが、その発電量が地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減にどれだけ貢献しているかが明確に伝わるような表示方法になればいいと思っています。省エネは「見える化」が大切です。また、庁舎全体をきめ細かく管理し省エネに取り組んでいますが、庁舎職員等からの提案や意見も取り入れPDCA（Plan Do Check Action）サイクルで常に行ってます。今年の2月には省エネルギーセンターの省エネ診断も受けましたが、既に改善が始まっている部分もあります。

庁舎管理以外のISOの取組として、昼休みの電気やパソコンの電源オフ、ノーマイカーデーやペットボトルの利用を控えるなどしています。ノーマイカーデーについては通学生の少ない8月を公共交通機関の利用促進月間とし、電車等による通勤を推奨しています。その他にも本年度は、屋上緑化や、ライトダウンキャンペーンコンサートも行われました。



谷本勲 吉藤昭生

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）：電気機器の絶縁油やノンカーボン用紙などに利用されてきたが、肝臓障害、色素沈着などの有害性が問題となり、現在は製造・輸入とも禁止されています。

注：上記の組織名称は平成19年度のものです。平成20年度は、組織機構改革に伴い組織及び名称を変更しています。ただし、インタビュー記事は平成20年度現在です。